

政府機関等の情報セキュリティ対策のための
統一基準群の見直しについて(案)

平成28年1月

内閣官房

内閣サイバーセキュリティセンター

サイバーセキュリティ基本法の制定に伴う改定：統一基準群の位置づけ

サイバーセキュリティ基本法（現行）

第二十五条 サイバーセキュリティ戦略本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（略）

二 **国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成**及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を、基本法に基づく国の行政機関及び独立行政法人等におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準と位置づける。

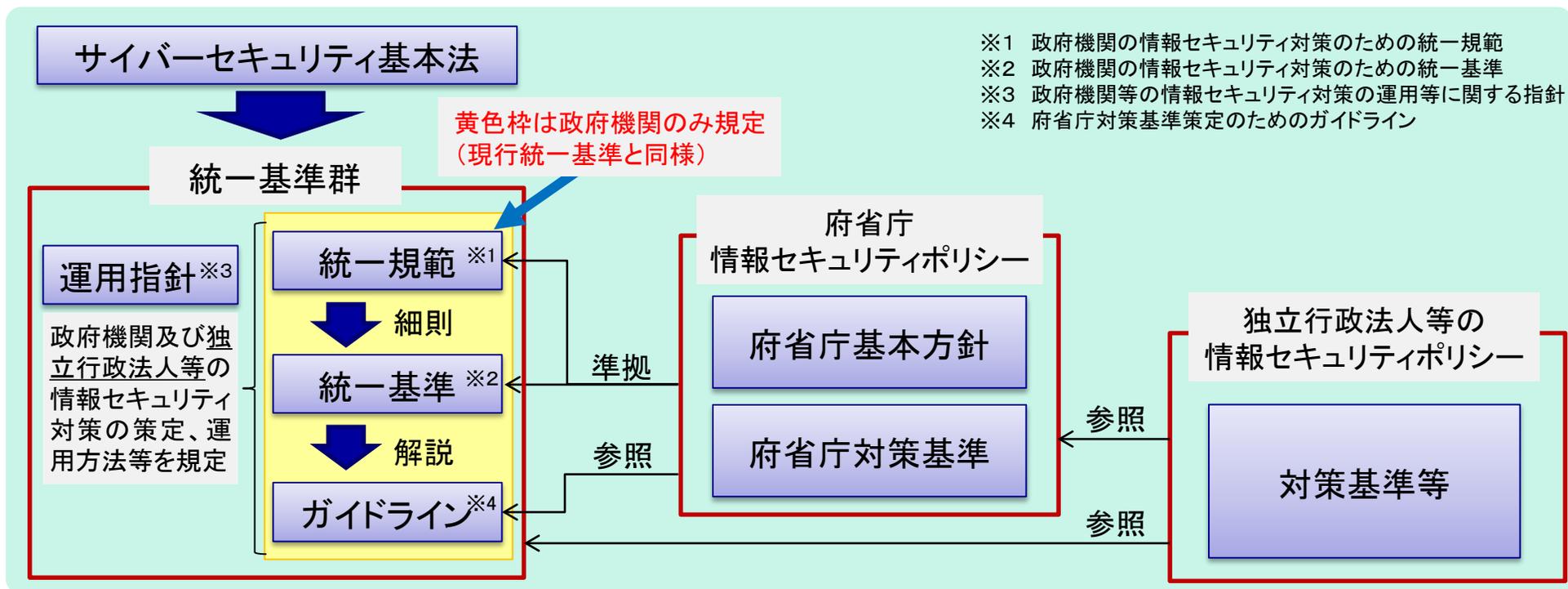


図 サイバーセキュリティ基本法と統一基準群及び情報セキュリティポリシーの関係

統一基準群の改定概要

独立行政法人等への適用対象範囲の拡大

所管府省庁の助言等の下、情報セキュリティ対策が適切に講じられるよう、統一基準群の適用対象範囲を独立行政法人等へ拡大する。

例： インシデント発生時の連絡体制の整備等の情報セキュリティ対策の策定

監査に係る規定の整備

監査に係る規定を整備し、政府機関及び独立行政法人等の情報セキュリティ・マネジメントシステム(PDCAサイクル)を強化する。

例： 戦略本部による監査実施を、情報セキュリティマネジメントシステムの一部を構成するものと位置づけ

サイバー攻撃を前提とした防御力の強化・多層的対策

日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、サイバー攻撃を前提とした防御力の強化・多層的な対策の推進を目的とした対策事項を規定する。

例： インターネット接続口の集約、重要な情報を扱う部分のインターネットからの分離

新たなIT製品・サービスの普及等に伴う対策の強化

新たなIT製品・サービスの普及等に伴う対策の強化として、クラウドサービス利用時の対策事項等を規定する。

例： クラウドサービスの利用時やデータベースの構築運用、アプリケーションコンテンツの提供等に特有のセキュリティ対策の整理